**【重要なお知らせ】 本書面を十分にお読みください。**

**≪美容医療サービス提供契約約款変更について≫**

**（美容医療サービス提供事業者）**

拝啓

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」といいます。）が改正され，２０２２年６月１日より改正法が施行されます。これにより電磁的記録（電子メール等）によるクーリング・オフの申出が可能となります。

つきましては、美容医療サービス提供契約書約款の該当箇所を以下の内容に変更させて頂きます。その他の部分は変更ございません。ご確認くださいます様お願い申し上げます。

敬具

記

第５条（クーリング・オフ）

１乙は、この契約書面を受領した日から起算して８日間以内（以下「クーリング・オフ・期間」といいます。）であれば、書面又は電磁的記録（電子メール等）により本契約を解除すること（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができます。また、クーリング・オフ期間経過後であっても、甲が、乙に不実のことを告げたことにより誤認し、又は威迫したことにより困惑したために乙がクーリング・オフをしなかった場合、乙は改めて甲からクーリング・オフができる旨を記載した書面を受領した日から起算して８日間以内であれば、書面又は電磁的記録により本契約をクーリング・オフすることができます。

２関連商品の販売契約が締結されている場合、乙は本契約と併せて、関連商品の販売契約をクーリング・オフすることも可能です。（関連商品の販売契約のみをクーリング・オフすることはできません。）但し、関連商品販売事業者が甲以外の事業者である場合、乙は、契約書２に記載された当該関連商品販売事業者に対しても、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフをする旨を申し出る必要がある。

　…

６クーリング・オフは、乙がクーリング・オフをする旨の書面又は電磁的記録による通知を発信したときに、その効力が生じます。

|  |  |
| --- | --- |
| 電磁的記録による連絡先 | （本契約）（関連商品の販売契約） |

以上

|  |
| --- |
| 本書面の交付を受け，美容医療サービス提供契約約款の該当箇所が上記のとおり修正されていることを了承しました。　　　　　年　　　　月　　　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　（美容医療サービス受領者）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印（美容医療サービス提供事業者）　　　　　　　　　　　　　　　　　　御中 |